

## 県民コメント制度に基づく結果の公表（埼玉県文化財保存活用大綱）について

埼玉県教育委員会では、文化財保護法の一部改正に伴い、本県における文化財の保存・活用に関する総合的な施策の方向性を示した「埼玉県文化財保存活用大綱」を策定しました。

施策の検討にあたって、令和元年11月1日（金）～11月30日（土）の間、県民コメント制度に基づき、「埼玉県文化財保存活用大綱（案）」について、県民の皆様から御意見を募集したところ、56件の御意見・御提案をお寄せいただきました。

寄せられた御意見・御提案及びそれに対する県の考え方を公表いたします。

### 1 意見募集期間

令和元年11月1日（金）～令和元年11月30日（土）

### 2 意見の提出者数及び意見件数

56件（10名・3団体）

（内訳）

区分	人数	意見件数
郵送	1	1
FAX	1	1
電子メール	11	54
その他	0	0
合計	13	56

### 3 意見の反映状況

区分	意見件数
意見を反映し、案を修正したもの	12
すでに案で対応済みのもの	13
案の修正はしないが、実施段階で参考とするもの	8
意見を反映できなかったもの	21
その他	2
合計	56

### 4 策定した施策及び意見募集結果の資料の入手方法

埼玉県のホームページから入手できます。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/f2216/>

また、次の窓口で閲覧・配布を行っています。

- ・埼玉県教育局市町村支援部文化資源課（職員会館5階）
- ・埼玉県県政情報センター（衛生会館1階）Tel 048-830-2543
- ・埼玉県の各地域振興センター・事務所

南 部	Tel 048-256-1110	南 西 部	Tel 048-451-1110
東 部	Tel 048-737-1110	県 央	Tel 048-777-1110
川 越 比 企	Tel 049-244-1110	西 部	Tel 04-2993-1110
利 根	Tel 048-555-1110	北 部	Tel 048-524-1110
秩 父	Tel 0494-24-1110	東松山事務所	Tel 0493-24-1110

本庄事務所 Tel 0495-24-1110

5 問い合わせ先

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県教育局市町村支援部文化資源課 指定文化財担当

TEL 048-830-6981 (直通)

FAX 048-830-4965

E-mail a6910-04@pref.saitama.lg.jp

## 「埼玉県文化財保存活用計画計画（案）」に対する御意見と県の考え方

- (反映状況の区分) A：意見を反映し、案を修正した  
 B：既に案で対応済み  
 C：案の修正はしないが、実施段階で参考としていく  
 D：意見を反映できなかった  
 E：その他

NO.	御意見の内容	意見数	5 6	
			県の考え方	反映状況
1 全般				
1	最近の新聞で「埼玉古墳群」が「国宝級」とあったが、県を代表する文化財であることをもう少しアピールしたほうが良いのではないか。	1	県民コメント開始後に「埼玉古墳群」の国指定特別史跡指定への文化審議会答申が出ました。これを踏まえて、必要な加筆を行います。	A
2	文化財の一覧があったら便利だと思います。	1	文化財目録については、別途『埼玉県文化財目録』やホームページで公開してまいります。	C
3	埼玉ならではの地域特性、魅力が反映されておらず、それをふまえた主柱的な理念や目標がみえない。	1	文化財保存活用大綱は、文化財の保存活用に関する基本的な方向性を示したものです。具体的な取組の中で、頂戴した御意見を踏まえてまいります。	B
4	根幹の明確化が不可欠であるが、埼玉県の文化財保護行政が歩んできた「埼玉方式」の特徴が反映されていない。	2	大綱の根幹は、「第3章 今後の文化財の保存活用に関する考え方」などに記載しています。	B
5	大綱作成のスケジュール自体に無理がある。有識者の意見、県の文化財保護審議会の意見、県の学芸員の意見、県の関連部署の意見、市町村の文化財担当者等の意見を集約、検討し、十分に反映したものになっていない。	1	大綱は、県民の皆様から頂戴した意見を反映して、必要な修正を行った上で、作成しています。	B
6	文化財領域は、専門職員（学芸		御指摘いただいた点は、御	

	員)が価値を見出して来た経緯があり、こうした成果や方法を着実に将来に引き継ぎながら、新たな動向に対応することができる大綱であるべき。	1	意見として承り、今後の参考とさせていただきます。	E
7	この大綱の文化財には芸術は含まれているのでしょうか。含んでいないのであれば含むべきと思います。	1	美術工芸品は有形文化財に含まれます。また、本大綱では美術館についても扱っております。	B
2 「総論」について				
8	大綱の対象として「文化財」と「文化財等」があげられているが、似通っていてわかりづらい。「文化遺産」や「文化資産」といった名称の方が適当なのではないか。	1	「文化財」「文化財等」については、「総論」の「4 大綱の対象」にて定義を行った上、使い分けています。	D
9	本大綱(案)は既存の計画等(地域防災計画、都市マスタープランなど)との整合性は図れているのか。明記がないので分からない。	1	個別の計画との調整については、具体的な取組の中で、調整を図ってまいります。	C
3 「第1章 本県の概要と特徴」について				
10	「歴史と文化」について、東部・西部・南部・北部・秩父、あるいは都市単位ごとになどの地区ごとに分け、特徴を整理すべきではないか。	2	文化財保存活用大綱は、文化財の保存活用に関する基本的な方向性を示したものです。県全体の歴史・文化については、「第1章 本県の概要と特徴」の「5 歴史と文化」に記載してあります。	D
11	埼玉の歴史・文化の特徴の記述が乏しいため加筆を要望する。	1	文化財保存活用大綱は、文化財の保存活用に関する基本的な方向性を示したものです。	D
12	「歴史と文化」について、遺跡の発掘調査も数多く実施されており、考古学的にも埼玉県が明らかにされてきているが、文案ではこれらの成果が十分に反映されていない。	1	御意見を参考として、「7 これまでの本県文化財行政における保存活用(2)活用のための取組」の「ア 県立博物館・美術館等の取組」部分に加筆を行いました。	A

13	県内の指定文化財について、分野別のこれまでの大きな流れや特徴、近年の動向に記載することで、本県の文化財行政の特色を記載してはどうか。	1	「文化財の指定・選定等」に記載した文化財は、これまでに指定等された全ての文化財から例示したものです。	D
14	ユネスコ無形文化遺産、ふるさと文化財の森、日本遺産などについても、参考として記載してはいかがでしょうか。	1	ユネスコ無形文化遺産、日本遺産について、加筆しました。	A
15	表1に掲載の指定文化財には市町村指定が除外されているが、国県指定等に絞ったデータを提示している根拠が不明瞭と感じる。	1	市町村指定等文化財については、各市町村が条例に基づき独自に指定等を行っているものであるため、大綱で件数の掲載は行っておりません。	D
16	各博物館・美術館等の調査研究の実績、成果が本文中に反映されていない。	1	「7 これまでの本県文化財行政における保存活用」に記載しています。	B
17	埋蔵文化財の保護について、触れられていません。遺跡分布調査から開発事業者との調整、記録保存のための発掘調査、県帰属埋蔵文化財の積極的な活用について触れてはいかがでしょうか。	1	文化財保存活用大綱は、文化財の保存活用に関する基本的な方向性を示したものです。なお埋蔵文化財に関する学校の出前事業や博物館施設への貸し出しについては、第1章の「これまでの本県文化財行政における保存活用」に記載しています。	D
18	適正な人的配置の記載も不可欠である。専門職員の高率配置が実現されているのは、埼玉県の特筆すべき人的配置である。	1	適正な人的配置については、「第1章 本県の概要と特徴」を超える内容であると考えます。	D
19	県の事業として、遺跡から出土した土器などが、小中学校で授業に活用され、好評を得ているようです。この点が大綱にみられません。加筆いただければ、幸いです。	1	御意見を参考として、「イ 県教育委員会事務局（文化資源課）の取組」部分に加筆を行いました。	A

20	県と市町村との協働した取組がみえない。現在進めている、埋蔵文化財諸問題や調査標準など、県と市町村、そして公益財団が連携協働している事例を加えるべきであろう。	1	「7 これまでの本県文化財行政における保存活用」の部分に、連携協働について加筆しました。	A
3 「第2章 本県文化財を取り巻く課題」について				
21	文化財所有者が抱えている不安や課題は経済的な負担に限られるのか。アンケート調査等で丁寧に把握したデータに基づいて実証的に記述されるべき。	1	大綱は所有者だけでなく、地域総がかりで文化財の適切な保存活用の促進を目指すもので、所有者も含めた文化財の保存活用の方向性を示したものです。	B
22	「3 文化財の保存活用を担う人材の確保」では学芸員、専門研究者を一括りで記述されてしまい、本質が表れていない。	1	文化財保存活用大綱は、文化財の保存活用に関する基本的な方向性を示したものです。学芸員、文化財専門職員については、第4章で触れています。	B
23	無形民俗文化財の後継者の育成については、県南部と県北部では質が異なる。県北部、就中、山間地域では限界集落とか、子供がいないという場所もあり、状況は深刻である。働く場の確保等、地域に留まることができる環境づくりが必要で、魅力ある地域が形成されて若者が定住できる郷土でなくてはならない。	1	御意見として承り、今後の取組の中で参考にさせていただきます。	C
24	東日本大震災の折に「絆」という言葉が発せられ、そこで忘れかけていた民俗芸能の果たす役割が再認識された。復活が難しいと言われる中、今できるものを精一杯活かして実施にごぎつけたという保存会が少なくなかった。こうした話は被災地に限らず、共通認識として日ごろから心がけておくべきではないだろうか。	1	御意見として承り、今後の取組の中で参考にさせていただきます。	C

25	天然記念物については、以前県内でも強風や大雨によって被害を受けた際に、指定文化財の緊急の現状調査を実施して報告書を作成し、注意が喚起された。今後も何年かのスパンでこうした状況調査を行い、現況を把握する必要があるのではないだろうか。	1	御意見として承り、今後の取組の中で参考にさせていただきます。	C
26	博物館・美術館等におけるアニメーション・ゲームとのコラボレーションを事例に、大きな変化のタイミングが訪れていると叙述されているが、いずれも県立博物館の実施例であり、これをもって全体の傾向と評価するのはいささか早計ではないか。	1	御指摘の箇所については、ICOMや文化庁などの動向を参考に記載しています。	D
27	第4章の「今後の方向性」と同様に、第2章でも、文化財の保存と活用についての総合的な記述が望ましいと考えます。	1	第2章については、県の基本的な現状認識を簡潔に示したもので、必ずしも第4章と一対一で対応するものではございません。	D
3 「第3章 今後の文化財の保存活用に関する考え方」について				
28	「基本的な文化財の保存活用の在り方について」は定義づけに止まり、具体性がない。文化財の種類毎の例示があってよい。	1	第3章は定義づけではなく、考え方を示したものです。	D
29	文化財は地域の個性や誇り、地域的なアイデンティティを支えるものでもあり、地域振興や観光振興への活用と共に、地域への愛着や誇りの醸成を位置づけた方が良いのではないか。	2	文化財による地域の個性や誇り、地域への愛着の醸成について、「1 基本的な文化財の保存活用の在り方について」に加筆しました。	A
30	「基本的な文化財の保存活用の在り方」について、文化財種別ごとに保存活用の例示があった方が良いのではないか。	1	文化財保存活用大綱は、文化財の保存活用に関する基本的な方向性を示したものです。	D

31	「博物館・美術館等について」は、文化財の保存と活用のサイクルをより強固にしていこうという中で、博物館・美術館等が果たすべき役割をさらに広げていく流れであると考えます。各博物館施設は設置者、設立の経緯、コレクションの形成過程などに特色があるということに留意した文章にするべきだと思います。	1	御意見を参考として、博物館・美術館等の役割の見直しの背景に関する部分を修正しました。また、県内の各博物館・美術館等の特色に関する部分について、加筆を行いました。	A
32	「博物館・美術館等について」、県立館の役割と、市町村立博物館施設への支援ということに分けて記載したほうがわかりやすいのではないのでしょうか。	1	この項は、すべての博物館・美術館等に関する基本的な考え方を示したものです。	D
33	「博物館・美術館等について」では、それぞれの館の特徴が示されていない。それぞれの館としての特徴、設置目的、そして個々の理念の下に運営されているが、施設の役割、地域への還元、協働が一切記載されていない。	1	各館ごとの役割を分けて記載することは、文化財の保存活用に関する基本的な方向性を示した大綱にはなじまないため、原案どおりとさせていただきたいと思います。	D
34	「博物館・美術館等について」では、市町村立博物館・美術館等の位置付けへの大義や道筋を示すべきである。	1	この項においては、市町村立を含め、すべての博物館・美術館等に関する基本的な考え方を示しています。	B
35	「博物館・美術館等について」では各自治体共に新たな館の建設が極めて困難となっている。館の理念、存在価値に触れることによって、市町村で策定する地域計画への道筋となろう。	1	文化財保存活用大綱は、文化財の保存活用に関する基本的な方向性を示したものです。御指摘の点は、御意見として承りました。	E
36	川越市が「歴史的風致維持向上計画」を策定していること、近代化遺産の公開なども進んでいること等に触れてはいかがでしょうか。	1	文化財保存活用大綱は、文化財の保存活用に関する基本的な方向性を示したものです。御指摘の点は、具体的な取組で参考とさせていただきます。	D

37	現在の流れは、保存活用の在り方が根本的に変わっているのではなく、第1章でも指摘されている通り、文化財を取り巻く環境が変わりつつあること、またさらなる役割が期待されていることから、保存と活用のサイクルをより強固に推進しようという流れだと思えます。	1	いただいた御意見を参考に、修正を行いました。	A
38	「博物館・美術館等において地域連携事業を推進」とあるが、表題は「博物館・美術館等における活用」と広く設定してはどうか。	1	御指摘の箇所は、博物館・美術館等における地域連携事業について記載しております。	D
39	「県指定文化財を積極的に活用」は、県帰属の埋蔵文化財の実績も記載してはどうか。	1	埋蔵文化財については第1章の「7 これまでの本県文化財行政における保存活用」に記載しています。	B
40	「観光やまちづくり、地域産業と連携した取組の充実」は、県自身の、観光や地域振興機関との連携や情報共有の取組の促進について触れてはいかがでしょうか。	1	第4章の「関係者との連携」に記載しています。	B
4 「第4章 文化財の保存活用の目指すべき方向性と取組」について				
41	第4章で示される方向性と取組は、前章で示されたいかなる課題を克服する余地があるのか、説明が欲しい。	1	第4章は、「第2章 本県文化財を取り巻く課題」を踏まえて記述しています。	B
42	「文化財を適切に保存する」に「埋蔵文化財の保存」を前文に記載するとともに、今後の取組としても項目を立ててはどうか。	1	文化財保存活用大綱は、文化財の保存活用に関する基本的な方向性を示したものです。	D
43	「適切な文化財の指定等の推進」で、国による文化財指定等に向けた取組の項目を立ててはどうか。	1	国指定文化財については、基本的に国が取り組むもので、県の文化財保存活用大綱の範囲を超えるものと考えます。	D

44	県と市町村の連携において、地区の文化財担当者会の存在は大きいにも関わらず、欠如している。明示して頂きたい。	2	県による市町村の連携組織との協力について、加筆しました。	A
45	耐震予備診断、レスキュー活動だけでなく、文化財建築の調査、保存、活用にヘリテージマネージャーを積極的に活用する方向性を明記すべきと思われる。	1	御意見として承り、今後の取組の中で参考にさせていただきます。	C
46	「県所有指定文化財の積極的活用」について、県自らが活用事業を行うべきと考えるので、その旨明記すべき。埼玉古墳群を例示しているが、県自らが史跡を活用する方向性が示されていない。	1	「3 文化財を活用する」については、特に断りのないものは、県が主体となって実施する事業について記載しています。	B
47	遺跡からの出土遺物を含めた指定以外の文化財の活用も視野に、「県所有指定文化財等の積極的活用」に加筆いただければ、幸いです。	1	御指摘の箇所は、県指定文化財について記載した部分です。	D
48	「自治体職員の研修」について「文化財等の保存活用と地域活性化について」は「文化財等の保存活用と地域活性化、まちづくり、観光振興との良好な協働関係の構築に向けて」とすべき。	1	御指摘の趣旨は、大綱に反映されているものと考えます。	B
49	「自治体職員の研修」について、文化財担当職員が観光振興、まちづくり、地域活性化について研修を受けられるようにする必要がある。これらの担当部局の側の考え方について文化財担当者が学ぶ必要がある。	1	御意見として承り、今後の取組の中で参考にさせていただきます。	B

50	「制度の周知」について、文化財部局と建築部局の文化財保存活用の連携協力体制の構築を明記すべき。また、県文化財保護部に文化財建築の専門職員がない点も大きな問題である。配置を強く望みたい。市町村の文化財担当者が文化財建築について学べる機会の創出についても明記すべき。	1	御意見として承り、今後の取組の中で参考にさせていただきます。	C
51	文化財保存活用地域計画の作成支援については、計画作成自体を推進するような文言が盛り込まれていれば、各市町村の作成を後押しするのではないだろうか。	1	文化財保存活用地域計画の策定については、文化財保護法に定められており、策定の時期等については、各市町村が主体的に判断して決定すべきものと考えます。	D
52	「市町村への支援」の項の「方法提供」は「情報提供」の誤植ではないか。	1	御指摘のとおり、修正を行いました。	A
合 計		56		